平成２４年（フ）第１０２５号
東京都府中市天神町２丁目26番地の54
債務者　会田亮こと　會田　　亮
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０６４号
東京都武蔵野市西久保３丁目18番13号
債務者　泉　　啓予
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６号
岡山市北区平田164番地112　マンションモリヤ103
債務者　浦本　英伸
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４９号
岡山市東区広谷461番地７
債務者　谷本　志信
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８５号
岡山市中区高屋172番地１セイバリーＡ201、旧住所岡山市中区沢田７番地３アンジュＡ203
債務者　上岡　由美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
石川県七尾市池崎町ニ部83番地１、従前の住所石川県七尾市国分町ラ部３番２　グルービーハイム203号
債務者　高橋　真理
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２１９号
釧路市鳥取北10丁目４番17号　コーポ10丁目４号
債務者　遠藤　寛明
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４９号
長野県佐久市香坂2788番地
債務者　相川久美子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３９５号
愛知県岡崎市北本郷町字野添16番地１　協和野添寮Ｂ―15
債務者　中村　幸博
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２１６８号
東京都中野区中央２丁目57―７　わかば荘Ｂ棟11
債務者　矢野　勝義（旧姓野沢）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４号
熊本県菊池市西寺1431番地２　北園団地Ｅ棟２号
債務者　光永　竜也
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
静岡県浜松市中区鹿谷町19番13号、前住所愛知県豊橋市植田町字清水山２番地の16
債務者　萩﨑　光弘
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４０１号
静岡県浜松市中区鹿谷町19番13号、前住所愛知県豊橋市植田町字清水山２番地の16
債務者　萩﨑　則子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
静岡県浜松市中区鹿谷町19番13号、前住所愛知県豊橋市植田町字清水山２番地の16
債務者　萩﨑　正弘
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
静岡県浜松市中区和合町315番地の668
債務者　有村　幸造
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係